漂民御覧之記

862
119
1

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

25 531

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

論語
樂言終恠新聞及

862
119
1
34

日本山川

玄易廬藏書印

漂民談

桂川甫周

別本ト對照スルニ少異同アリ且書信牌ハ別本ニ載セズ故ニ並ニ蓄ス

悔菴

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(34)

寛政四年壬子十月松前侯御届書

一此度東蝦夷之キタツラ領之内ヨムロト申所ヘ差置ん私領
津方より一昨八日申ニ越ス者紀州城米を積伊勢乃白子村
神昌丸船主彦兵衛船頭幸太夫
船主十五人都合十七人乗り去ル寅年十二月中駿河沖にて
揖を失ひ丈夫より漕ぎ漂流一昨ニ卯七月二十日中嶋へ漂着
一同所ニ四年罷在夫より カミツカと申ス処へ渡り同処之城下
ラロニヤ船ニて當子八月七日神昌丸ニ乗合同日出帆船中
乗合役人アタクロツシマン船頭ヨレイロソシヤソ通詞トヒ
トウ迄夫ニヤハクヌン弐人ニ人船主三十五人都合四十一人
石船者玉百石積位と相見へん船ニて漂流之者共送参則
九月五日ホキイタクツニノ領之内ヨムロと申ス処ニ着キ差置ん家来
相尋ん所神昌丸船頭幸太夫ヨリ申上ル寅年十一月三日浦

賀御番所様御一切手申し請ケ干ル今ヲ所持仕ん由当又残人数
相挙ん処三蔵新蔵と申ス両人ハ病気ニて
十二人病死ス由幸太夫申し
一異国人通詞申ンヨロこやンまう申し付
者直ニ相渡ん旨殊ニ書翰并ニ献上物も持参仕ん由然ル上ハ
江戸表々罷上り申ん様申ん得共先ツ留置中ん処然ル者明
年四五月頃まて相待江戸表より御沙汰も無れ座ん而ハ其
節是非江戸々直ニ許可申ス由返答ニ
人もち以て書翰ニ而申し越ん付早速御届申上ノ候ニ之私共
来共彼地ニ差置ん様ニまて
小申し付置ん得共異国人之儀ニ候ニ座ん得者如何様成ル
異変可有之哉心底難計奉り存ん
取計ん様申ニ付置ん候ニ付前書之
申ス哉奉り伺ん已上

右伺書御用紙松平和泉守殿へ被指出ん処御附札左ノ
ヨロこや漂流之者共召連罷越ん船ニ付江戸表より御沙汰
可有之ん間夫まて出帆不仕ん様取計可申ん尤も取計
手当いたさ令失礼等無之様手当もいたし置ん可申ニ
若衣類等心を附ケ可ニ差置んもの
上陸いだし共其役外決而應對いたさせ間敷ん

子十一月

伊勢白子村船問屋銭屋治兵衛
アワケこと申ス者ハ蝦夷之地名ニて此所ニ
申ス座ん

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1
ガラス使用

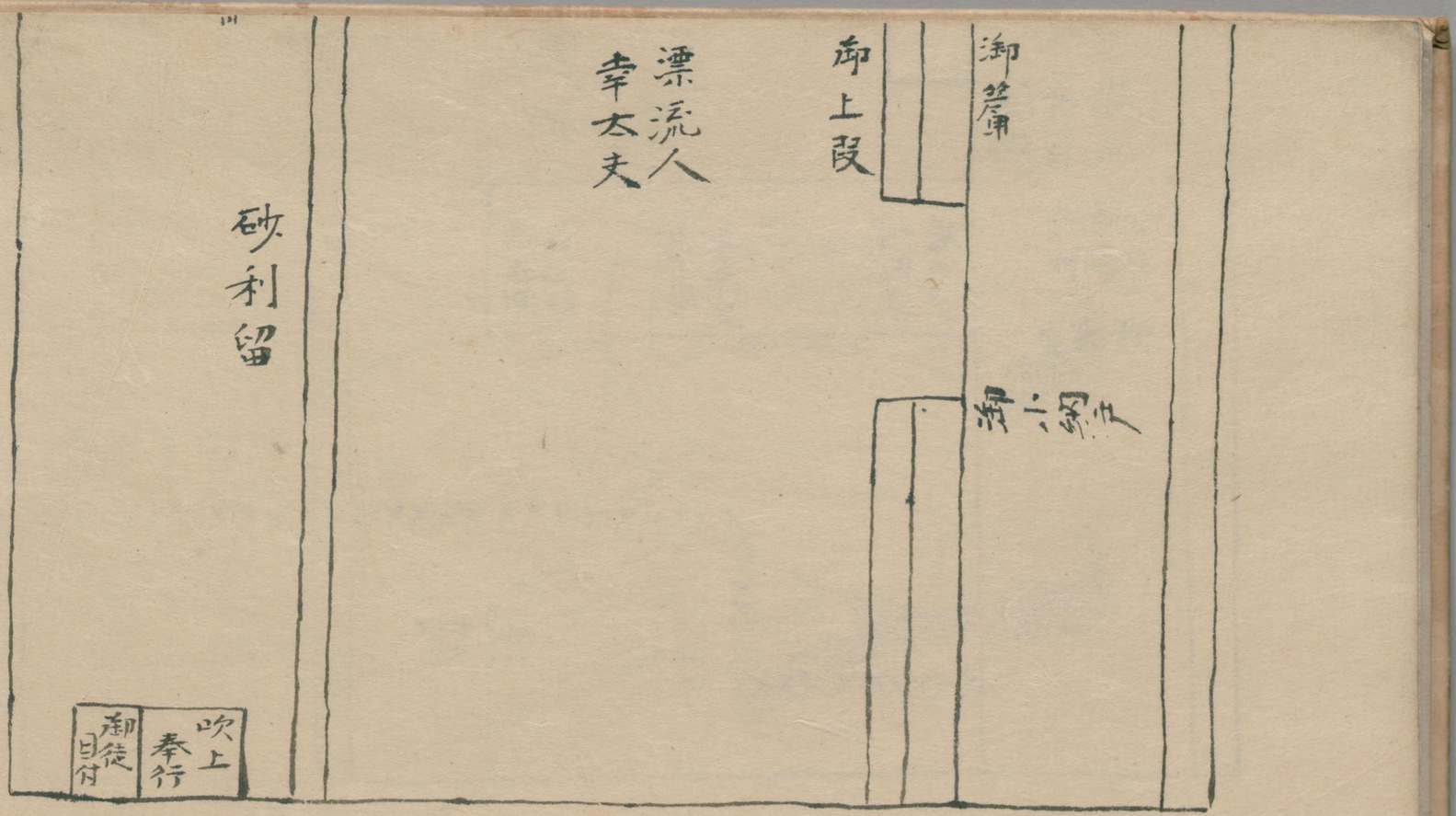

国立国会図書館　タイトル『漂民談』請求記号 862-1
ガラス使用

三十八 終

勤王三郎

末廣三次郎

河内守

申周

洗鬪

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

漂民御覧之記

今茲政五月癸巳九月十八日吹上の御物見小於て去天明二年壬寅十二月十三日勢州白子を出帆し其夜駿州沖にて俄に大風に逢放たれ同二十七日豆州下田の湊へ漂着し夫より伊豆カラツカと云ふ地を経歴し江戸の都へ出女帝に謁し奉まつりて詳を受去る九月三日報恩の為め蝦夷地の函館と云ふ地まで彼国の船にて送り帰されたる神昌丸の船頭大黒屋幸太夫同水主磯吉なる者

上覧あり御物見の前面小御簾を垂御透見あるやう御座を設く右方入御傍小松宰相中将実施朝臣近江守平岡美濃守高井主膳正列座其前小生張を構へ御小納戸頭衆亀井駿河守小野河内守多紀永寿院桂川甫周列座是等の事ども

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

尋ヶ談すべき 旨命せらる次ノ御間阿中ノ勘三郎矢部三彦
五郎此両人ハ今日の執事なり御座ノ御後ハ御小姓御左
ハ御小納戸着居せり御台所ハ床心ニ御ヲ居是ハ彼ニ
人の者の為ニ設たるなり扨手
し幸右夫婦ハ御台所ニ初ておめ見えたるこゝを
ハ組て後へ垂れ黒き縮緬ニて巻纏
て造りたる小き鏡のごとき物を
て製したる上ニ神の外套ニ
織物の袴を着し絽地の錦の
ハの上ニ黒き石尓西亞革の深沓
つきけり磯生ハ歳二十八ニ
幸右まつかけたる女物を銀ニ
を取て肩狭く紬多花の外套
ハ猩々緋ニ黒き縁をとりたるを
着し絽地ニ神の外套ニて造りたるうへ
織ニ銀の衣紋を付け緊身
の

然ル生候物ゝそハ無之鮭の
長サ二三寸鱒ゟ小ニ而の相成候ハゝ指候物ニ而ハ座候
常ニハゟ居申候男子ハ被髪ニ而男女共ニ鳥の
毛を着元居ニハ座候夫ゟ カムサツカと申ス地へ罷越
運留中ニ集組の門六人死亡仕候其病體ヨリ本そハ
見及申ス事ニカと申ス病ニ而座候由和蘭ニ而ハシケウルナイ
ゟ此地ニ而ハ官名ニ紅毛ニテモヘナシと申ス者ニ逢打ツカと申ス地へ連渡られ夫ゟイルカツ
カと申ス地ニ四ヶ月滞留仕候此所ハ寒氣強ク甚敷
の間ハ外出仕候ニハ未表を以て面を包ミ
ゟ出候て歩行仕候若哉引合の節ハ間ゟ耳鼻
そぞをあてゟ候得ハ凍傷ニ而候て右の
ニハ暖氣を得候へハ腐敗解落申候頬先そ
ゟ出ル節ハ解落申ん右の節ハ急ニ而ハ治療仕候
ゟ申ん既ニ同所の水主荘藏と申者右の廻ニて相懸
候所彼国の醫師大ゟる鋏を以て足を撓ニて切焼酒
ニ浸し申候て木綿ニて切口ヲつゝミ療治仕候前葉ハ薄
ニ入與申ん勿論療治料も飲ニ申ん食物の元手
ハ一日ニ銅銭十文ゟ相渡し候ニ付一日の銭ニて牛肉一斤
を調へ給申候十文ニて一日の雑費ハ十分ニ而座候去
ゟ右の銭後ニハ鋏ゟ相渡し申ス事候不自由ニハ
元手借し候上地代年賦等も取申ス間敷ん間商
人ニ相成候ゟも追ゟ取立申ス事ニ候上地代年賦等も取申ス間敷ん間商
彼地の人ニ而ハ能成候様ニ仕度ニ付其内
本ニ帰國仕度願ニ而座候ん右ニ而ハ座候去
仕度余をつるぎ彼是ニ而得ハ十ヶ年ニ而ハ得
百斤明申ス事ん得ハ十ヶ年ニ而ハ得
ゟ申ス事ん得ハ十ヶ年ニ而ハ得
ゟ申ス事ん得ハ十ヶ年ニ而ハ得
ゟ

申さる次のよう承生一人ずつ私一人都へ参り帝へ直訴仕ん右の始終きりロと申す旗本の役介小二能成候其砌女帝ハベチコルホルと申す一所ふれ座るそれん私を早速召出されん所宮中ハ数多の官人厳重ニ相詰玉座の左右ハ宮女雲のごとく圍繞仕り候ゑ心転しきやうにて猶豫仕んへハ御老中も申すべき官人手を取り候て女帝の御前へ徘徊而手を重ね一人ずつ教へられ候ゑ右のごとく仕んへハ女帝御手を差延し指先を私手の上へそりとのせるれんを三度其儀候て拿んやうに仕ると教へられん左のごとく仕ん是ハ初て謁見候時の禮儀の重ね願も早速相済申候叛王城の構ハ一向城と申す事ハ無之して土藏作ニ仕ん或ハ石ニて疊五重六重の仕ん家の二重三重目ニ築上泉水ニとを植花畑ニとく作り申候下地ヲ銅ニて張其上へ土を入ん物のごとく作座ん家作の儀ハ王城も平人の住居も左まそ小違ん儀ハ無之候

右きりロ父ハ日本南部黒崎の産ニ而先ず漂流して彼國至ル帰国すべき方便もなく一生ヲおくる此度日本人漂着と聞召り一人ずつ召出し御尋ニ付節病気ニ而死す一子きりロハ右漂民の世話を致し何とぞ日本へ帰すべしと言ハ言ハ言ハ

答
右小申上ん通家居大方煉土葺そ
小御座ん彼地ん居申ん門次
を三階葺そ八向在ー申ますん
て尚又右申ますん畢言生
ん家門ん座ん通見或ハ門先
義ん小座候去る〳〵木ぞ
小座ん由承申ん

問
城楼の上ん大なる自鳴鐘有
之由見及ん哉

答
殊の外大造なる物ん小座ん
かとつく相見申候

問
向

答
伯多録の像ん霊殿ん安置
る磁石有之大サ三尺計ニて四
ん小座候其四隅ん百匁目之
磁石の脇ん去ん候擬擬を
ん有ん四方の鎖地ん落申ん
の鎖飛上ん元のこと〳〵吸つき申ん

問
ムスクワん大石火矢有之由見及ん哉

答
銃口へ入り卿候て打を
申ん長さ三間計り相見へ申ん同所ん大鐘ん座ん焼

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1
ガラス使用

落ん由ゟて鐘ハ大地ゟ喰入居申ニ
付堀り石垣をいた
し其内へハ降りんて見申んやうゟ小ゝ
ること言語ニ不絶ほとんこと計ニ而座候尓日本の四倍五
百日ヲ一夏日ゟ仕ニ千五百夏日有之由小山のごとく
ゟ相見へ申ニん

問

駝ハ見及申さ寸ん哉

答

ヤコウラカラクダ道ゟて見申ん一體
鼠色ゟて殊の外大ニ脊ニ瘤有之人形ニ而ハ殊の外細長
く頭ハ小キ物ゟ而座んてベルタく申ニん髭の黒き

問

多葉粉ハ此方同様ゟん哉何と申ん幾世留ハやき物
ゟてんやうゟゟてんや

答

此方のごとハ下ニ而座んやうたること申んきせる
ハ焼物もの座んゟも石もの座んゟ水晶ゟて天火をゟ
くれそ給申ニん私ともハ勿論座んゟ天火ゟて給事
ゟん何ニても勿體なき殿申んへハ笑ひ申ん

問

武藝ハ稽古致ー候哉

答

右の體ニ向見及申さ寸ん足輕體の人の鉄炮稽古
仕んを見物仕んゟ事ニ足の踏やうを習申ん子ハ侍の
持ん體ハ見及申さ寸ん獵師の持んを見懸申ニ候
至て麁末ゟ物ゟそやくり短ニ而候ゟ物ゟ銃ニ向切申さ寸ん
ゟ仕ん如くゟ而座ん

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1
ガラス使用

問　老中とも相見へ申ん人体（ていひ）未の體ハ如何ゐん哉

答　是ハ至て手軽（てがる）ものことゐ也座ん輿ハ甚（はなはだ）高く三尺余作り輿の轅（ながえ）ゐ仕り馬六疋ゐ牽（ひか）せ申ん輿の内ゐハ四人など乗り申ん私義ハ折々御老中と同車ゐて野遊ゐ也ん事也座ん女帝ハ行幸（みゆき）とても行啓（ぎょうけい）義ハ座ゐくん歟人諸侍ハ供奉（ぐぶ）相見へ申ん尤も人留等の儀ハ座ゐくん歟

問　首ゐ懸（かけ）ん人ハ何ゐて ん哉勝小提（かつこてい）ん人物ハ何ゐん哉

答　勝小提ん人ハ女帝より賜（たまわ）り申ん時許（ときゆる）ゐて ハ座ん歟（やはり）ゐ懸ん（ママ）ノニタアリと申ス物ゐて ハ座ん片面ハ兩祖伯多（りょうそはくた）羅（ら）影（えい）ニ録（ろく）帝衆馬の像（ぞう）片面ハ當今（とうこん）の女帝ヲカテリナの（ママ）影像（えいぞう）ゐ也座ん

（十二）

ん是も女帝より賜（たまわ）り申ん此（この）ノニタアリを懸（かけ）ん者ハ普（あまね）く西亜国中何方へ参り候ても兼（かね）て私共義ハ封外（ほうがい）ゐ仕（つかまつ）ら ず ん物ゆえ何（いず）れ方へ参り候ても咎（とが）候ハ ん人も ハ座ゐくん食事の節（せつ）ゐハ給（たま）ん事ゐ也座ん

問　此（この）間終（おわ）りて上（かみ）ゐも暫（しばら）く入御（じゅぎょ）支度相済（あいすま）て御白砂（おしらす）へ召出（めしだ）さる此度ハ外（ほか）詰（づめ）を撰（えら）幸（さいわい）大夫ハ油緑（ゆりょく）色の多羅（たら）磯（いそ）吉（きち）ハ老上（ろうじょう）次色の多羅（たら）磯（いそ）吉（きち）ハ（旧藩松平氏此間普西亜国ノ音ヲ訛（なまり）ル歟ト云ヘリ）

答　漂民（ひょうみん）ゐも書食（しょくじ）ヲ給（たま）ハ叙（じょ）ス

其方（そのほう）ども事普西亜ゐて救（すく）ハ れ申ん恩（おん）其外（そのほか）の厚情（こうじょう）忝（かたじけな）存（ぞん）ん間数（まじく）ことゐ有（あ）ら ず ん如何（いかが）存（ぞん）ん罷在（まかりあ）ん哉大切（たいせつ）ゐ存（ぞん）ん事ゐ去（さ）る（ママ）ゝ大切（たいせつ）ゐ存（ぞん）ん

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1
ガラス使用

と申ス程の義もお座ろくん

問

左程の思義も有之ん所何ヲへ大ろりて願ヲ立て日本へ戻ん哉

答

恐ろ〳〵本国ニ老母妻子兄弟ヲもお産んへハ国元の情相わすれろく其上食物等も不自由申ニて難義仕んのミる故ら寸第一言語明白ニ相通ぜ(ず)朝夕心ニ任せることかちおれ座んニつき乗合ヲ抛(なげ)て帰国仕度段相願ん事ニおれ座ん

問

言葉ハ覚(通せず)とくぶとおハ無之ん哉

答

是迄も聞取ニおれ座んへハ誠ニ以て薄分ニて申々まて

問

帰国の儀申渡ん節何ニて申ニ及ハれん哉

答

老中ヲも申へき役人帰国の砌申されんハ世界の国々大抵我国と文易通商をせさるハ無之ん日本のミ通信繕(ととのえ)度事ニ有之ん此度汝等ヲ送り帰ん国ニ於ても文易の儀を取結(むすび)度事ニ有之ん去ろ〳〵強てと申ニ及れん此儀毒(速)ニ帰ヨリ仰渡されんことをおてお座ろくん全く右の役人の存寄ニおて申ニ及ハれん事と推察仕ん

問

かの所ニ至りて八一向通辨仕んこと相成ら(ず)不辨利ろくことのミおれ座ん故(ゆえ)筆談(ふでだて)ニ相辨(わきま)ん迄ての事おれ座んへ

問

帰国の儀申渡ん節何ニて申ニ及ハれん事ハ無之ん哉

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

彼地にて耶蘇宗門に入り改宗、大しく込む者は四十二日水ヲ浴(あび)後ヲ白て墜叱(ついたち)、其上ニテ名ヲ改ム節も水ヲ浴ん中ニ男及ん儀有(あり)ハ人数

答

御尋のごとく改ん座ん名ヲ改ん時ハ何ゝれ水ヲ浴ん事ニ相見へ七夜ニ小児の名ヲつけん節も大躰ハ水ヲ湛へ小児を水ノ中へ三度浸し入ル事ニテ名ヲつけ申ん小児殊の外嫌申ん

問

宗門ニ入申ス節ん左様の儀見及ひ申ス事ニ有之候

答

一向ニも申上ん通私ニも封外ニ而を見んても左まて紛ん者も出座ニくゝん乍ら右體ノ儀も心まゝニ見物仕ん儀ニ御座候

問

十文字ニいたし物を言ひん座ん

答

是ハ家々の入口ニ而ハ人々皆ニ申ん但し十文字ニて斗(ばかり)の横木を三本入ん物ニ而座ん都て人の宅へ参り節参り節ニ先ツ佛檀を拝し其上ニて主人ニ挨拶仕ん事ニ而座ん罷り帰ん節も主人へハ暇乞仕らずんハ不調ニ而座ん佛檀へ拝ス儀ニ而ハ無御座候へ共主人ニ向ひ申ス事ニ而ハ無之候へ共佛檀ニ向ひ申ス事ニ而ハ無之候へ共佛檀ニ向ひ申ス事ニ而ハ無之候へ共佛檀

醋子を吹んを見ん哉

答

私へ千コルホルへ出テん節旅中萬端世話ニ
者ハ硝子師ニて山座んも彼宅ニ能在ん円見物仕ん石を
粉ニ仕り上塩と小麥の粉のごとき物其外ニ品種文物仕
ん是ハ承ケんへも教申ニ子ん板硝子を吹キんニ、先德利
のごとき物を吹筒ニ吹キ上ケ塩ニ入ん得ハ右の節もう二つニ割竹を
入ん得ハ右の節もう二つニ割竹を破んやうニ為申ん右
三方土ニて塗リ蓋の円へ入ル穴ニ
ひんて手ニ相成申ん

問

千ヤニノ製法見及ん哉

答

随分見物仕ん地を堀りて癪を
く穴を明ケ其上へ土をかけ松杉の類物て暗多きまを
積て火をケ申ん火の廻リ分上より生草を覆ひ
蒸焼ニ仕ん八下の癪へ自然ニ溜り申ん溜ル事一斗出ん八
上ニ水一二斗程湛ん物ニて座ん

問

哆囉花の織方見申ん哉

答

是又見物仕ん綿羊の毛を紡んて染掃モ織申ん織
立ん節水を噴毛の硬き刷毛そこすり畳付申ん

問

魯西亜ハ冬至の頃ハ殊の外日短ニ可有之如何覚ん哉

答

さのミ短きやうニも覚申ニ子ん二、九月ニ八九月頃まて
ハ夜中ニも殊の外あるく書リ書ニ成もてきと仕ん

十

やーして細ク認ん物をも燈ん程ふた座ん
考へ東北の国ゐへ日出早ー夜半ち餘光あるゐへ
ー日南を施る時ハ早ク暗くなるへー

問

何そ格別恐敷を存ことゐ逢ん儀ハ無ん之ん哉

答

左まて恐敷儀も別ふ逢ん儀ハ無ん之ん哉
寒氣さへ申上奉りんこそく事毫も解
落手足も切落ん時ハ是程恐敷儀ハ
座ゐくん

問

鴈ハ年中居ん哉

答

大抵年中居申ん其内春の中頃より秋の初まて引ー

8 十六

て豚敷卵をも産かへー申ん家々ふも豚を飼り養のこと
く飼申んて卵をとり食料ふ仕ん雄四五羽ふ嶋三四十
羽つ付置申ん卵の味甚ゐ宜物ふた座ん

問

ムスクワふ大ゐ石橋有之ゐ見物ハたー ん哉

答

其橋ハ横ー んて當時ハ板ゐて假橋をかけ往来仕ん

問

彼方地ゐ日本の事存居申ん哉

答

何ん事ふよりゐ存能存在り ん日本の事實を詳ふ記ー
申ん書物并日本の繪圖をも見及ひ申ん日本人ふ
てハ桂川甫周様中川淳庵様と申た方様の名
を、何れも存居申ん日本の事を記ー申ん書物の中

土

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1
ガラス使用

小も書載有之様ニ承及ひ申ん
中川淳庵ハ若州の侍醫ニて性学病死す夜邦ニて宮醫
のやう小心得居るやニ
問
水車風車ハ見及ひ申すん
答
水車ハ所々小水座人鍛治屋銭座等ニ皆水車を相
用ゐん風車ハ羽根四枚ニて殊の外大造なる物ニて座
ん是ハ流川無之ニ付小用ひ申んむ。風無之節ハ相廻ス
申すん哉
問
都の入口ニ彼国の標石ニ断り付有之ニ見及ん哉
答
一見仕んへとも文體相分り申すんニ如何やうなる儀
も難弁別仕ゐん私とも帰国の願ひ度々差出ニん共
兎角遷滞仕ん故日本へ通船仕ん段兼々承及ん乍へ
毛人ニたより日本へ送帰ニ三年相頼ニん所鬱西亜
の帝へ差出ニん帰国の願ひを願ニ所ニ仕んて鬱西亜の手
を離れんニ送ニ届申へニと申ん乍へ海上何程乃至
申へきと相尋んへハ三年かニて参申ん鬱西亜ニ
ハ左程年月ハかゝらぬ申すんやニ小承んへとも万一引ま
ひ申んニ紅毛人ニ相頼ニ申へくと存居ん門ニ帰国の儀
申ニ渡されん事ニ座んイルコウカニて朝鮮人を見
申ん唐人も見申ん北京人のニ座ん冬ニ中ハ橇ニ乗り氷の上を
犬ニ牽セ申ん一人ニ大ニ迅速ニて懸ニ申ん殊の外早きその
ニ座んとの野猪熊ニ崔ニとの雌鶏
ニ座ん野猪ハ帰国の節持帰ニ三疋まて飼
置ん彼国の者も所詮保ニ申ニ聞ニ敷ん段申ニ聞んへとも若

哉と存じ置き所残らず落申
当今八女帝ニて御名ハエカテリナと申し御歳六十四才太子の御名ハウラヂロイテ八十一人をアレキサンテルハウロイチと申し御歳十六一人をコンスタンチンハウロイチと申し御歳八十一人をアレキサンテルハウロイチと申し御歳八十一人をコンスタンチンハウロイチと申し御歳八十一人をアレキサンテルハウロイチと申し御歳八十四才ニて成りたまえり

右件の問答終りて後二人の漂民ハ御殿ニ帰りぬ漂民ハ御殿ニ雑子楼の外家御厩の宿り小屋ニ昇平大和の御代ニ生れ出

御座近く仕ふまつるものへ事をも聞すれ去れどもたゞ聞すべき事るゝ事ねはとて柄短き筆をとりて竊ニ記し終のごとし

侍醫法眼桂川甫周国瑞誌

左の書付ハ先達て書西亜国より日本へ六文字の領相澤人等公儀書西亜へ被遣ん書付ありし紅毛人の船司様文字之写并敷碧木綿紙類のうつし

信牌

和ろ吉国の船一艘長崎へいたるべきものなり

仍て如件

藤等小前すむるを承諾して長崎ニ来るべきものなり

柳切支丹の教ハ我国の大禁ニて其儀おもむき器物書冊等をも持来ることなかれ必害せらるゝ事あらん此もの修覆して彼地ニ至りハ当所所定して上陸をもとめるべきそれゝたゞ此一張ニて

あたらる事寺り

石川將監書判
村上大學書判 此度
政府の指揮を奉ゝ

給ふ
辛巳改五年六月廿七日

将軍の守印形
御印

御印

おられいそろ
あなんらくすまん

對西戎人并領物目

一御太刀
一米
一大豆
一大麥
一小麥
一鹿塩肉
一御菓子

以上

二腰
五十俵
二十俵
二十俵
二十俵
十把
十包

異朱奥之神三丸八勢州白子の船ニて十六人来ル
紀伊様御上米を積ミ〻ふらわ新一人徳田村作次郎
都合十七人乗ル 木主南若松村新藏同村荘藏ハ

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
1

彼地小笠十二人彼地小笠病死す船頭南若松村幸太夫
難船南若松村小市炊方南若松村磯吉雑水夫北者親
子同船小笠親ハ彼国小笠病死す磯吉ハ十四歳ニ
の海上蝦夷の地そ小市病死す 磯吉ハ天明三年発 右三人帰朝
和人帰国して江戸小住居ろり 日本へ着岸 三日前ろり
右の訳上ヶ奉ろうとも ある ま ても こふろり

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

862
119
1

国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『漂民談』　請求記号 862-1